

■カラス駆除の実施について

(産業課)

有害鳥獣(カラス)の銃器による駆除を次のとおり実施します。

○1回目 5月11日(日)

○2回目 5月25日(日)

両日とも日の出から日の入りまで(悪天候でも実施します)

○実施区域 五霞町全域

○お問い合わせ

地域産業G(内線261)

募 集

■男性の料理教室参加者

(健康福祉課)

○日時 5月21日(水)

午前9時40分受付/10時~13時

○場所 保健センター

○対象者 町内在住の男性

○内容 旬の野菜を使った料理

○定員 15名(先着順)

○参加費 1人300円

○持参する物

エプロン、三角巾

○お申し込み・お問い合わせ

保健センター ☎(84)1910

5月1日から窓口での「本人確認」が開始されます。

5月1日から施行される戸籍法、住民基本台帳法の一部改正により、本人確認を以下により実施いたします。

戸籍証明書等の請求について

▼窓口で請求するとき

- ・写真付きの本人確認書類(運転免許証、写真付きの住民基本台帳カード)等で確認します。
- ・代理人の場合は、委任状等により代理権限の確認をします。

▼郵送で請求するとき

- ・本人確認書類の写しを同封し、返信先は現住所のみとなります。

▼請求する正当な理由を明示

- ・戸籍への記載者、またはその配偶者、直系の親族の人については、理由の明示は不要です。
- ・これ以外の人については、自身の権利を行使したり、義務を果たしたりするために戸籍の内容を確認する必要があること、国または地方公共団体の機関に提出する必要があること、などの正当な理由を請求書に詳しく書く必要があります。

戸籍の届出について

- ▼養子縁組、協議離婚、婚姻、協議離婚、認知の届出について
- ・本人確認書類で本人確認を行います。

・縁組等の本人であると確認できなかつた場合に、縁組等の届出が受理されたことを本人に通知します。

・自分自身が窓口に来たことが確認できない場合に、縁組等の届出を受理しないよう、あらかじめ申し出ること(不受理申出)ができます。

住民票の写し等について

- ・交付を請求できる場合を限定します。
- ①自己または自己と同一世帯に属する者による請求。
- ②国・地方公共団体の機関による請求。
- ③①②以外のものであって、住民票の記載事項を確認するにつき正当な理由があるものによる請求(自己の権利行使や義務履行に必要な場合など)。

・本人確認書類で本人確認を行います。

転出・転入などの届出について

・本人確認書類で本人確認を行います。

不正な手段で取得した場合

・偽りその他の不正な手段によって戸籍謄本等・住民票の写し等の交付を受けた人には刑罰が科されます。

○お問い合わせ

町民G(内線231)

平成20年度ポリオ任意予防接種について

1・実施保健所及び実施曜日等

保健所	実施曜日及び時間	住所	電話
水戸	第4水曜日 受付 14:00~14:30 接種 14:30~15:00	水戸市笠原町993-2	029-241-0100(代) 029-241-0571(直)
日立	偶数月 第3火曜日 受付 8:45~9:00 ※希望接種日の1週間前までに電話予約 ※家庭に乳幼児がいる場合は、子どもの接種が1回でも終了してから。	日立市助川町2-6-15	0294-22-4188(代) 0294-22-4196(直)
潮来	偶数月 第1月曜日 受付 13:00~13:30	潮来市大洲1446-1	0299-66-2114(代) 0299-66-2174(直)
土浦	第4金曜日 受付 9:45~10:00	土浦市下高津2-7-46	029-821-5342(代) 029-821-5516(直)
筑西(旧下館)	第1水曜日14:00~14:30	筑西市甲114	0296-24-3911(代)

※事前予約による受付制

2・接種手数料

1,100円

昭和50年から昭和52年に生まれた方は、ポリオに対する抵抗力の抗体の保有率が低いことが判明しています。

次のようなときに、再度ポリオワクチンの予防接種を受けられることをお勧めします。

(1) ポリオ常在国に渡航されるとき

※アフリカ、東南アジア、東地中海地域等

(2) お子さまがポリオワクチンの予防接種を受けるとき

※上記以外の方や定期予防接種対象年齢を過ぎてしまったお子さんも接種できる場合がありますので各保健所にお問い合わせください。